

【アメリカ】2015 会計年度歳出予算継続決議

2014 年 9 月 19 日、2015 会計年度歳出予算継続決議（暫定予算）がオバマ大統領の署名を得て成立した（P.L.113-164）。同決議は、10 月から始まる新たな会計年度のための各部門の歳出予算法案の成立が遅れる中で、政府機関のシャットダウン（機能停止）を避けるため、連邦政府に対して 2014 年度予算と同じ水準で 2014 年 12 月 11 日までの支出権限を認めるものである。基本的に現行の歳出予算に基づくプログラムを継続するための措置であり、それらに大きな変更を加えるものではないが、同決議は、限定された範囲で、現下の国家的あるいは世界的な焦眉の課題への対処等に必要な追加的支出も含んでいる。具体的には、イスラム教過激派組織「イスラム国」の攻撃からのシリア国民の防衛等を目的としたシリアの反政府組織への支援、エボラ出血熱の西アフリカにおける流行への対応と治療法の研究の加速化、高齢低所得者層を対象とした栄養補助プログラム（CSFP）の強化等である。（海外立法情報課・岩澤 聡）

【アメリカ】水質浄化法に関する環境保護庁の規則案を無効にする法案

2014 年 4 月に環境保護庁（EPA）と陸軍工兵部隊は共同で「水質浄化法における『合衆国水系』の定義」と題する規則案を公表した。同規則案の目的は、水質浄化法に基づく EPA 等の規制権限が及ぶ水系の範囲をより明確化することにあつたが、連邦議会下院は、これを行き過ぎた環境規制であるとみなし、また、土地の利用・開発に対する所有者や州及び地方政府の決定権限を脅かす危険性があるとして、9 月 9 日に同規則案の決定、施行等を禁ずる「合衆国水系超過規制防止法案」（H.R.5078）を可決し、上院に回付した。水質浄化法第 404 条は、浚渫や盛り土に伴う残土等の排出物の水路等への廃棄に際して陸軍工兵部隊の許可を義務付けているが、これらの行為が通常の農業活動（耕起、かんがい、排水等）に伴う場合には、この義務の適用を免除している。EPA 等による新たな規則案は、これらの免責要件を厳格化する内容を含んでいるため、従来の農業活動が被る影響に関して、農業者や牧畜業者から大きな懸念や反発の声が上がっていた。（海外立法情報課・岩澤 聡）

【アメリカ】同性婚合法化を促進する連邦最高裁の判断

同性婚を禁止するインディアナ州等の 5 州の州憲法及び州法を合衆国憲法違反とする第 4 巡回区、第 7 巡回区及び第 10 巡回区裁判所（いずれも連邦控訴裁）の判決を不服とした裁量上訴を、2014 年 10 月 6 日、連邦最高裁は却下した。これにより連邦控訴裁判決が確定し、これらの 5 州では同性婚が合法となった。また、これら 3 つの連邦控訴裁の管轄内では、コロラド州等の 6 州が同性婚を禁止する州憲法及び州法を有するが、これらも合衆国憲法違反となるため、結果として、ワシントン DC 及び全米 50 州のうち 30 州で同性婚が合法となった。この動向が他の連邦控訴裁で予定されている同様の訴訟に影響を与える場合、さらにアイダホ州等の 5 州の州憲法及び州法が違憲となる可能性がある。連邦最高裁は、裁量上訴を却下する際に理由を付す義務を負わないが、今回の件に関し、ギンズバーグ連邦最高裁判事は「目下、同種の事件につき各連邦控訴裁の判断に齟齬がなく、連邦最高裁による判断の緊急性がないため却下した」と述べた。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】税務情報の自動交換

2014年10月14日、EU理事会は、欧州委員会が提案していた税務当局間の義務的な自動的情報交換を拡充するEU理事会指令案（COM(2013)348final）に合意した。指令案は、利子、配当及び他の所得と、口座残高や金融資産の売却代金を、自動的情報交換の範囲に含める内容となっており、直接税の分野における行政協力に関するEU理事会指令（2011/16/EU）を改正するものである。この改正によって、徴税の効率性と有効性が強化され、課税されるべき資本や資産を他の国に隠匿する行為に対して適切な措置が可能となり、未報告の課税されていない所得が、各国で獲得可能なはずの潜在的な税収を相当程度減じている状況の改善も期待できる。国境を越えた脱税は、世界的にも大きな関心の的となっており、今回の改正は、2013年2月のG20財務相・中央銀行総裁会議での合意に沿ったものである。この指令案は、2014年11月又は12月のEU理事会で、さらなる議論は行わずに採択される見込みである。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【EU】企業役員における男女比率

欧州委員会が2014年9月24日に発表した概況報告書『企業の役員会のジェンダー・バランス』によると、2014年4月時点でのEU域内の大手上場企業の役員会における女性の比率は、加盟28か国の平均で18.6%であり、前回調査の2013年10月の17.8%より0.8ポイント上昇した。2010年9月の『男女平等へ向けての戦略2010-2015』発表直後の2010年10月時点では11.9%であったので、3年半で6.7ポイントの増加が見られたことになる。今回、ラトビアの31.4%を筆頭に、フランス、フィンランド、スウェーデン、オランダの計5か国が25%以上の数値を示した。ただし最高執行責任者（CEO）に限ると、女性の比率は3.3%であった。欧州委員会は、2012年11月14日に、上場企業の非業務執行役員のジェンダー・バランスを改善する欧州議会及びEU理事会指令案（COM(2012)614final）を提出した。この指令案は、2013年11月20日に欧州議会を通過した後、現在EU理事会で審議中である（本誌第258-1号（2014年1月）参照）。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【EU】域内留学支援プログラムの影響評価

「エラスムス（Erasmus）」は、EU域内に大学ネットワークを構築し、域内留学の増加により学生等の流動性を高め、人材資源の養成・確保、競争力向上、EU市民意識の醸成等を目指す計画である。学生等は、資金助成を受け、域内の他大学での授業聴講・単位取得等が可能になり、その数は1987年の開始時からの累計で300万人以上に達する。2014年9月22日、EUが委託した専門家による報告書『エラスムス影響評価』が公表された。学生や雇用者を含む約8万人からの回答を得たこの調査によれば、「エラスムス」での留学経験者は、経験の無い者と比較して、長期失業の可能性が1/2に減り、卒業後5年経過時の失業率が23%低くなっている。雇用者は、92%が留学経験者の持つ問題解決能力や忍耐力等を重視し、64%が留学による国際的な経験のある者に責任ある仕事を任せられている。なお「エラスムス」は、2014年から他の教育・訓練プログラムとともに「エラスムス・プラス（Erasmus+）」として統合されている。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【イギリス】リベンジポルノ対策—新法か、現行法運用か—

いわゆるリベンジポルノ（以下、RP）はイギリスでも社会問題として浮上りつつある。過去2年半で149の容疑と30の専門サイトが確認され、被害者には11歳の少女さえいるが、固有の犯罪規定が存在しないこともあり、実際の訴追や警告が行われたのは6件に過ぎない。この状況を踏まえ、検察庁は2014年10月6日訴追ガイドラインを更新し、わいせつ又は不快な通信を、相手を悩ませることを目的として又は公共の通信網で行うこと、RPが被害者につきまとう行為の一環をなすことはハラスメント等の罪状（いずれも最高6か月の拘禁刑）が適用可能で、さらにRPの目的が性的関係を持つことであれば同意のない性的行為をさせること（最高10年）、相手が未成年者であれば児童に性的行為をさせること（最高14年）の罪状が適用可能であるとした。一方議会内では固有規定を定めるべきとする声が強く、司法相は現在審議中の刑事司法及び裁判所法案に、RPに対し最高で2年の拘禁刑を科する修正案を盛り込むとしている。（海外立法情報課・岡久 慶）

【イギリス】イギリス議会のイスラム国空爆決議

2014年9月26日、イギリス議会下院はイスラム教過激派組織「イスラム国」（以下IS）に対する空爆実行の動議を、524対43で承認した。約1年前、下院はシリア空爆動議を否決したが、今回はイラク政府からの要請があり、かつISが公開したイギリス人殺害動画が世論を動かし（9月23日時点で賛成57%、反対24%）、大差の決議につながった。動議はシリア領内への空爆拡張には、国連安保理決議が必要だとする労働党に配慮して、空爆をイラク領内に限定し、かつ地上軍投入を否定している。とはいえ、地上軍との連携を欠く空爆だけの戦果は限定的で、むしろISの狙いは西側の介入を招いて支持層を拡大することだとする指摘もある。決議はISの脅威がテロリズムを通じてイギリスにも直接的に及びうることを強調しているが、これは情報機関や警察を通じて対処すべき問題であり、効果が限定された中途半端な関与（攻撃機6機投入）によって、同盟国アメリカに対する形ばかりの義理立てをただけという辛辣な評価もされている。（海外立法情報課・岡久 慶）

【イギリス】2014年国際開発(男女平等)法

イギリスは国際開発援助（以下、IDA）に大きな実績を持つ国であり、2013年には179億ドルを供出し、GNI比0.7%というミレニアム開発目標（以下、MDG）の柱の1つを達成するに至った（他には4か国が達成）。2014年国際開発（男女平等）法は、貧困撲滅をIDAの目的に掲げた2002年国際開発法を改正し、国際開発相に、実施するIDAが男女不平等是正の緩和に貢献するか否かを考慮すること、MDGの目標3の「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」を遂行する上でどのような政策を講じたか報告することを義務づける法律である。この法律は、元々は保守党のビル・キャッシュ議員による議員立法法案で、同議員の「女性は世界全体の仕事の3分の2をこなし、食料の50%を生産するが、得る収入は10%、所有資産は1%」という訴えが、与野党の支持を得て2014年3月13日成立した。「開発と男女平等の推進をリンクさせた世界最初の法律」と評され、男女平等の支援者としてのイギリスの地位に貢献するとみられている。（海外立法情報課・岡久 慶）

【フランス】再犯防止のための刑の個別化

フランス法の刑の個別化（*individualisation des peines*）とは、犯罪者の社会復帰と再犯防止のために、社会の利益と被害者の権利を尊重した上で、犯罪者の人格と状況に応じて行刑を調整するという理念である（刑事訴訟法典第 707 条）。「刑の個別化及び刑の効率の強化に関する 2014 年 8 月 15 日の法律第 2014-896 号」もこの理念に基づき、刑法典及び刑事訴訟法典を改正するものである。同法により、新たな刑として刑事拘束（*contrainte pénale*）が創設された。これは、拘禁刑の代替として、一定の義務等を課すものである。具体的には、損害賠償の義務、被害者との接触の禁止、職業訓練の義務、労働の義務、カウンセリング等の治療を受ける義務などが課せられる。刑事拘束は、軽罪（10 年以下の拘禁刑等を科す罪。窃盗、傷害など）を犯した成人（18 歳以上）に科せられる。刑事拘束の期間は、半年以上 5 年以内で、裁判所が決定する。上述の義務等の懈怠又は刑事拘束期間中の再犯の場合には、一定期間の拘禁刑が科せられる。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】2014 年度補正予算法による税制改正

「2014 年度補正予算に関する 2014 年 8 月 8 日の法律第 2014-891 号」が制定された。これにより、当初予算で対 GDP 比 3.6%としていた 2014 年度の財政赤字予測が 3.8%に下方修正され、約 40 億ユーロの予算削減が決まった。さらに、同法には主に次のような税制改正が盛り込まれた。①2013 年度の所得税について、所得が一定以下の世帯は、独身の場合は 350 ユーロ、夫婦の場合は 750 ユーロの税額控除を受ける。②年間総売上高 2 億 5 千万ユーロ以上の企業に法人税額の 10.7%の付加税を課す法人付加税は、2015 年 12 月 30 日までの一時的措置であったが、その廃止を 1 年延期する。③特定区間を走行する重量貨物車に走行距離に応じて課金する重量貨物車課金制度（エコ・タクス）（本誌 256-2 号(2013 年 8 月刊)p.28 参照）は、輸送事業者の反対により施行が延期されていたが、これを重量貨物車通行料金制度（*péage de transit poids lourds*）と改め、対象区間を計 1 万 5 千キロから 4 千キロに短縮し、2015 年 1 月 1 日から施行する。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】電気自動車の充電設備網の整備

フランスは、欧州最大の電気自動車の市場である。政府も、電気自動車の普及に力を入れており、その基盤構築のために、「公共空間における電気自動車の充電設備網の展開を促進する 2014 年 8 月 4 日の法律第 2014-877 号」が制定された。従来、電気自動車及びプラグインハイブリッドカーの充電設備網の整備は、コミューン（市町村）が所管していた。しかし、同法により、国や私企業等を含むあらゆる事業者は、国や地方公共団体の公有財産上において、その使用料を支払わずに、このような充電設備網を設置し、経営することができることとなった。ただし、当該事業は、全国規模の計画の一環に位置づけられる必要がある。この全国規模の計画とは、2 以上の州が関係し、充電スタンドの数及び配置が関係各地域間において均衡したものでなければならず、産業大臣及び環境大臣の認可を要する。充電設備網の設置方法は、計画の責任者、地方公共団体、公有財産の管理者等の関係者間で協議する。

（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】州議会選挙

2014年8月31日にザクセン州、9月14日にブランデンブルク州及びテューリンゲン州（いずれも旧東独の州）において、州議会選挙が行われた。選挙結果は、表のとおりである。3州の選挙結果に共通することは、自由民主党（FDP）は得票率5%を満たさず議席を獲得できなかったこと、反ユーロ新政党「ドイツのための選択肢（AfD）」が10%前後の票を得て州議会への進出を果たしたことである。AfDの躍進は、主に既存政党の政治に不満を持つ有権者の投票によるもので、同党には他の全ての党から票が流れたと報じられている。

表 各政党の獲得議席数（（）は得票率）

	ザクセン (126 議席)	ブランデ ンブルク (88 議席)	テューリ ンゲン (91 議席)
CDU	59 (39.4)	21 (23.0)	34 (33.5)
左派党	27 (18.9)	17 (18.6)	28 (28.2)
SPD	18 (12.4)	30 (31.9)	12 (12.4)
AfD	14 (9.7)	11 (12.2)	11 (10.6)
緑の党	8 (5.7)	6 (6.2)	6 (5.7)
FDP	0 (3.8)	0 (1.5)	0 (2.5)

CDU: キリスト教民主同盟、SPD: 社会民主党
注1: ブランデンブルク州では、その他地域政党が3議席を獲得している。
注2: 網掛けの政党による連立が見込まれている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】難民庇護手続法の改正

ドイツでは、「政治的迫害を受ける者は、庇護権を享有する」という基本法第16a条の規定により、難民に対して庇護権が保障されている。旧ユーゴスラビアのマケドニア、セルビア及びボスニア・ヘルツェゴビナからの難民庇護申請は、2009年及び2010年にこれら諸国からドイツ入国の際のビザが免除されたことに伴い、近年急増していた。他方、これら諸国の状況は、バルカン紛争が生じた1990年代から大きく変わり、現在、これら諸国からの難民庇護申請の理由の大半は政治的迫害でなく、経済的な事情となっている。このため難民庇護手続法が2014年11月に改正され（BGBl. I S.1649）、これら諸国は「安全な出身国」とされた。「安全な出身国」からの難民庇護申請は、政治的迫害が推定される場合を除き、明らかな理由がないものとして却下される。この改正により、シリア等他の国からの難民庇護申請の審査を迅速に行うことが期待されている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】イラクへの武器供与

連邦政府は、2014年8月31日、イスラム教過激派組織「イスラム国」のテロ行為からイラク北部のクルド人を保護するために、クルド自治政府に対する武器供与を決定した。通常、民間企業が武器を輸出する場合には、武器管理法等に基づき、連邦政府の許可が必要である。許可の具体的基準は、2000年の「武器等の輸出に係る連邦政府の政策原則」に定められている。当該原則によれば、紛争地域には武器を輸出してはならない。しかし、ドイツの安全保障上の利益のために必要な場合には許可される。連邦政府によれば、今回の武器供与は、ドイツの利益のために必要な措置である。9月1日、メルケル首相は、連邦議会において、連邦政府の決定について政府説明を行った。この政府説明を受け、連邦議会は、連邦政府の決定を支持する旨の決議案（連立与党提出）を採択した。武器供与について連邦政府から連邦議会への説明は必須ではないが、今回は、野党の緑の党の要請等により、臨時に連邦議会が招集されることとなった。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【スウェーデン】英語による特許の申請及び審査の開始

2014年7月1日施行の特許法の改正（2014:289）により、これまでスウェーデン語でのみ認められていた特許申請について、英語による出願書、明細書等の提出や審査が認められるようになった。スウェーデンでは、企業や大学等で広く英語が使用されているにもかかわらず、特許出願や審査はスウェーデン語に限られており、書面の翻訳コストと作業時間が膨大であることが問題視されていた。今回の改正で、企業等はコスト等の削減だけでなく、英語で準備した書類を基にEU特許等の出願にも迅速な対応が可能となる。しかし、英語による出願者は、特許取得後、特許請求の範囲のスウェーデン語訳を提出しなければならない。出願の仮保護を求める場合は、出願時に特許請求の範囲の訳を添付しなければならない。特許権侵害訴訟等発生の場合は、特許庁が特許権者に対し明細書のスウェーデン語訳の提出等を命ずることができ、特許無効の抗弁として、特許権者が特許の一部を変更する場合には、特許庁へのその訳の提出が義務となる。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【ロシア】外国人の収容手続

2014年7月21日、連邦法第232号「入国管理分野における特別機関に関するロシア連邦法の改善を目的としたロシア連邦の個別の法令の改正について」が施行された。これにより、行政違反法典第18.18条第3項が改正され、連邦入国管理局（FMS）の収容施設において衛生規則、消防規則若しくは設備保全規則に違反した者又は他者の自由及び尊厳を侵害する行為若しくは生命及び健康を損なう行為を行った者に、500ルーブル以上1,000ルーブル未満の罰金が科されることとなった。また、同条第4項では、FMS職員の指示に違反した場合、200ルーブル以上500ルーブル未満の罰金を科されることが盛り込まれた。さらに2002年7月25日連邦法第115号「ロシア連邦における外国人の地位について」第31条が改正され、FMS長官、副長官、地方支局長又は地方副局長の決定があった場合、裁判所による決定がなくても外国人及び無国籍者を最長8時間拘置することが可能となった。（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】大法院が児童ポルノの判断基準を提示

ファイル共有サイトにアップロードした動画が児童ポルノに該当するか否かが争われていた事件の上告審（事件番号2013 ㉔ 4503）において、2014年9月24日、大法院（最高裁判所に相当）が、児童ポルノに該当するか否かの具体的な判断基準を初めて提示した。大法院は、児童及び青少年の性保護に関する法律に規定する児童ポルノというためには、登場人物の外貌や身体発育状態、動画の出所、制作経緯、登場人物の身元等の様々な情報を総合的に考慮し、一般人の視点から客観的に観察したとき、外観上疑問の余地なく明確に児童・青少年として認識できる場合でなければならないとする基準を提示した。その上で大法院は、登場人物が多少幼く見えたり、制服を着ているというだけでは、児童ポルノと断定することは困難であるとして、当該事件を有罪とした原判決を破棄し、仁川（インチョン）地方法院（地方裁判所に相当）に差し戻した。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】個人情報保護を強化するための法改正

2014年5月28日、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」（以下「通信網法」）が改正され、個人情報保護をさらに強化するための措置が講じられる（同年11月29日施行）。今回の通信網法の改正では、情報漏洩企業に対し、情報漏洩を防止するための技術面、管理面での措置を怠ったことと漏洩事件との因果関係を立証しなくても、関連売上高の3%の課徴金を課すことができる条項が新設されたほか、情報漏洩による被害者への救済措置を強化するため、被害者が具体的な損害額を立証しなくても、300万ウォン（約30万円）以下の範囲で賠償を請求できる「法定損害賠償制度」が導入された。政府は同年7月31日に公表した「個人情報保護正常化対策」において、今後、法定損害賠償制度を他の法律にも拡大し、併せて、情報漏洩企業に対し、実際の損害額の最大3倍までの賠償額を支払わせる「懲罰的損害賠償制度」も導入する方針であることを明らかにした。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】農業の6次産業化

近年、韓国においても、農産物の生産（1次産業）から製造・加工（2次産業）、流通・販売・観光等（3次産業）までを融合させた新しいビジネスモデル（6次産業）への関心が高まっている。農林畜産食品部（部は省に相当）が2014年度の主要9課題の筆頭に農業の6次産業化を掲げたことに加え、国会においても2014年6月3日、「農村融複合産業の育成及び支援に関する法律」が制定され、6次産業化推進のための法的基盤が整備された（2015年6月4日施行）。同法では、農業の6次産業を「農村融複合産業」として定義し、①5年ごとの基本計画の策定（策定後遅滞なく国会に報告）、②農村融複合産業事業者の認証、③農村融複合産業事業者に対する創業支援、市場開拓・販路拡大支援、金融支援、租税減免等、④農村融複合産業の実態調査及び統計作成、⑤農村融複合産業支援のための専門機関の指定及び専門人材の育成、⑥農村融複合産業の研究・開発の支援、⑦農村融複合産業地区の指定等について規定している。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】文化多様性の保護及び増進に関する法律

2010年4月、韓国はユネスコの「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」（2007年3月発効、日本は未批准）を批准した。同条約の内容を国内で実施するため、2014年5月28日、「文化多様性の保護及び増進に関する法律」が制定され、同年11月29日に施行される。同法は、文化多様性の保護及び促進に関する政策の策定・実施により、個人の文化的な生活の質の向上、文化多様性に基づく社会統合、新しい文化の創造に資することを目的としており、①文化体育観光部（部は省に相当）長官による4年ごとの基本計画の策定と同基本計画に基づく年度別実施計画の策定・実施、②国務総理を委員長とする文化多様性委員会の設置、③文化多様性に関する実態調査、④政策の推進状況や評価に関する年次報告書の国会への提出、⑤同条約において締約国に4年ごとに提出を求めている国別報告書の作成・提出、⑥文化多様性の日（5月21日）の指定、⑦文化多様性の保護及び促進のための支援、教育、専門人材育成等について規定している。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】立法法改正案

中国の法体系は、法律、行政法規、地方性法規、行政規則等から成る。2000年3月15日に制定された中華人民共和國立法法は、それらの法規の立法権限、立法手続、適用等、中国の立法制度の基本的枠組について定める法律である。近年、中国は法治体制の整備を進めるため、人民代表大会制度の機能強化とそれに基づく立法活動の活性化を図っている。立法法の改正は、その一環として、立法の質的向上と社会の実態に適応した実効性のある法体系の実現を目指すものである。改正案は、2014年8月、第12期全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」）第10回会議に提出され、審議の後、1か月間意見公募が行われた。改正案の要点としては、立法活動における全人代常務委の総合調整機能の強化、全人代の関連専門委員会等の法案起草への積極的な関与、公聴会の実施、法案に対する意見公募制度の拡充、法案の事前評価及び立法後の法律評価の実施、地方の立法権の拡大などが注目される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】企業情報公開暫定条例

「企業情報公開暫定条例」（全25か条）が、2014年7月23日に國務院常務會議で可決され、同8月7日に公布、10月1日から施行された。条例は、市場經濟化が進展する中で、公平な競争と取引の安全を保障し、企業の信用に対する監督管理を強化することを目的とする。國務院は2014年2月7日、登録資本金の登記条件の緩和、企業に対する年次検査の廃止と企業年度報告公開制度の導入などを内容とする「登録資本金登記制度改革方針」を発表した。条例は、その方針に対応したものである。国家工商行政管理總局及び各省・自治区・直轄市の工商行政管理局は、全国企業信用情報公開システムを通じて、登記・届出、行政罰等の企業情報を発生後20営業日以内に公開しなければならない。一方、企業は同システムを通じて、毎年上半期に前年度の年度報告を公開するほか、その他の公開すべき情報を発生後20営業日以内に公開しなければならない。企業が公開した情報に対しては、3～5%を下回らない比率で抽出検査が行われる。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】「国家氣候変動対応計画（2014-2020年）」

2014年9月23日、ニューヨークの国連本部で開かれた国連氣候サミットに参加した中国の張高麗副首相は、二酸化炭素の総排出量の削減に向けて努力することを明言した。中国は従来、經濟成長を優先し総量規制には消極的であったため、その方針の転換に注目が集まった。それに先立ち、同9月17日、國務院は「国家氣候変動対応計画（2014-2020年）」を決定し、9月19日に公表した。計画は全11章で構成され、地球規模の氣候変動の趨勢と中国への影響を分析し、2020年までに達成すべき具体的な目標を示している。その目標には、①GDP当たりの二酸化炭素排出量を対2005年比で40～45%削減する、②一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合を約15%とする、③対2005年比で森林面積を4000万ha、材積を13億m³増加させる、④低炭素産業モデル地区を約150か所、低炭素商業地域及び低炭素コミュニティの試行地区をそれぞれ約1,000か所設置するなどの内容が含まれている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【オーストラリア】連邦議会議場でツイッター

連邦議会の議場で議事進行中にある議員がツイートしたこと（2013年5月号で既報）を機に、議場における電子機器使用について下院議事手続委員会が2014年9月に報告書をまとめた。結論は、議事を妨害したり、他の議員の邪魔になるものであってはならない、写真撮影や録音録画や音を発することは許されないなど他の多くの国の議会とある程度共通した内容で、形式も、決議を経た上で議事規則レベルではなくガイドラインを改訂して明記するのが適当である、というものである。もっとも、報告の多くを割いて言及しているのは議会特権との関係で、結論部分では「電子機器で発せられた内容は議会特権によって保護されないだろう」と原則を再確認するにとどまっているが、具体的発信内容と場所によってはセンシティブな問題になる可能性があることを述べている。この報告書の公表後に下院第2副議長がツイートしたことが下院で取り上げられるなど、安定した着地点の模索は続きそうである。（海外立法情報調査室・吉本 紀）

【タイ】集会を規制する法案の準備進む

2014年5月のクーデター後、全権を掌握している国家平和秩序評議会（NCPO）は、警察庁に対して集会を規制する法案の取りまとめを指示している。同法案は3年前のアピシット政権時に廃案になったものがモデルになっている。報道によれば、検討されている法案では、集会の警察への事前通告が定められ、違反者には禁錮刑又は罰金刑が科される。公共交通の妨害又は経済への損害に対しては、2年の禁固刑又は4,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金が科される。また午後10時から午前6時までは集会やデモ行進の実施が禁じられ、デモ行進は昼間の実施も認められない。さらに第三者の権利を侵害する場合には、当局者は集会の中止を命令することができる。集会の自由を規制する同法案については人権団体が懸念を表明しており、国内の法学者からも、市民の権利に係わる立法作業を急ぐべきではないとの声が出ている。2014年10月9日時点で、法案は警察庁での検討を終え、間もなく内閣に上程される見通しと報じられている。（海外立法情報課・藤倉 哲郎）

【ベトナム】婚姻家族法の改正：同性婚の禁止条項を撤廃するも非公認を維持

2014年6月19日、国会は、2000年制定の婚姻家族法の改正案を、賛成多数で可決した。同性婚を認めるかどうかが大きな争点であったが、改正では、現行法第10条に定めた婚姻に関する禁止事項に含まれていた同性婚禁止の条項を削除し、婚姻の条件を定めた改正法第8条第2項に「国家は同性間の婚姻を認めない」とした。国会審議では、保健省と青年団の代表が同性婚を容認する立場をとり、婦人会等の代表が反対の立場をとっていた。司法省は、社会の現状に合わせた柔軟な規定が必要と表明し、同性婚を公認しないものの事実上の同性婚者間の紛争解決のための規定を設けるとした折衷案を提示していた。しかし、改正法では、同性婚者間の紛争解決のための規定までは盛り込まれなかった。同法改正をめぐっては、同性婚を支持する運動がフェイスブックを介してインターネット上で展開されていた。同性婚者間の問題を解決するための条項が法案から削除されたため、同性婚支持者や支援者の間では落胆の声が広がっている。（海外立法情報課・藤倉 哲郎）